

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 累計期間	第9期 第1四半期 累計期間	第8期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	580,816	489,016	1,955,178
経常損失() (千円)	515,508	352,425	1,729,480
四半期(当期)純損失() (千円)	516,458	353,375	1,733,320
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	6,024,610	6,626,754	6,024,610
発行済株式総数(株)	19,130,900	22,977,157	19,130,900
純資産額(千円)	6,089,467	5,766,023	4,899,957
総資産額(千円)	6,830,144	6,376,811	5,502,190
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	27.00	16.52	90.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	89.2	89.8	88.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する定性的情報

当第1四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

国内

[SyB L-0501 (一般名：ベンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシン®)]

抗がん剤 SyB L-0501については、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、業務提携先のエーザイ株式会社（以下「エーザイ」という）を通じ、国内販売を行っています。

本剤については、適応症追加を目的として、主に以下の臨床試験を実施しています。

再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第Ⅲ相臨床試験（日韓共同試験）については、臨床試験データの分析・評価を完了したものの、医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という）との申請前相談の結果を踏まえ、前事業年度に計画していた承認申請を一旦見送った上で、引き続き機構との協議を継続しました。

初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第Ⅱ相臨床試験については、平成25年3月に症例登録が完了しており、また再発・難治性の多発性骨髄腫を対象とする第Ⅲ相臨床試験については、試験を継続しました。

慢性リンパ性白血病を対象とする国内第Ⅲ相臨床試験については、平成24年12月に治験届が受理され、患者登録開始に向けた準備を実施しました。なお、本剤は平成24年6月に、慢性リンパ性白血病を対象とするオーファンドラッグ（希少疾病医薬品）に指定されています。

なお、平成25年3月に、本剤の承認条件となっていた特定使用成績調査に関し、厚生労働省から解除の通知を受けました。

[SyB L-1101 (注射剤) / SyB C-1101 (経口剤) (一般名：rigosertib)]

抗がん剤 SyB L-1101 (注射剤) については、再発・難治性の骨髄異形成症候群を対象とする、国内第Ⅲ相臨床試験の症例登録を進めました。

経口剤のSyB C-1101については、平成25年3月に、最初の患者登録が行われ、国内第Ⅰ相臨床試験を開始しました。

[SyB D-0701]

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701については、平成25年1月に、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第Ⅲ相臨床試験が終了しました。今後、詳細な解析を行い開発の方向性について検討してまいります。

海外

SyB L-0501については、台湾においてはイノファーマックス社（台湾）、シンガポールと韓国においては、国内と同様エーザイ（現地法人）を通じて販売を行っており、売上は堅調に推移しました。

資金調達

当社は、新薬候補品の開発を加速させ、パイプラインの一層の強化を図るため、平成24年12月27日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額1,000,000千円）及び第29回新株予約権（発行価額5,100千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行総額500,000千円）の発行決議を行いました。これに伴い、平成25年1月15日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合から当社に対して1,005,100千円の払い込みが完了しています。なお、平成25年1月には第29回新株予約権の内、199,998千円分が行使され、払込が完了しています。

経営成績

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は、主としてSyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売により、489,016千円（前年同期比15.8%減）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験、SyB L-1101の臨床試験、SyB C-1101の準備等の費用が発生したこと等により研究開発費277,494千円（前年同期比23.3%減）を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費214,515千円（前年同期比13.3%減）を計上したことから、合計で492,009千円（前年同期比19.2%減）となりました。

これらの結果、当期の営業損失は341,025千円（前年同期は営業損失480,647千円）となりました。また、為替差損及び株式交付費を主とする営業外費用13,284千円を計上したこと等により、経常損失は352,425千円（前年同期は経常損失515,508千円）、当期純損失は353,375千円（前年同期は当期純損失516,458千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

財政状態

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ874,620千円増加し、6,376,811千円となりました。これは主として資金調達による資本金及び資本準備金の増加、四半期純損失の計上によるものです。

資産の部については、資金調達を主因として、現金及び預金が407,151千円、有価証券が501,937千円それぞれ増加したことにより、前事業年度末と比べ874,620千円増加し、6,376,811千円となりました。

負債の部については、前事業年度末とほぼ同水準の610,788千円（前事業年度末は602,232千円）となりました。

純資産の部については、四半期純損失353,375千円を計上したものの、資金調達により資本金及び資本準備金がそれぞれ602,144千円増加したこと等から、前事業年度末に比べ866,065千円増加し5,766,023千円となりました。この結果、自己資本比率は89.8%と前事業年度末に比べ1.2ポイント増加しました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は、277,494千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,977,157	22,997,657	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
計	22,977,157	22,997,657	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月27日(第29回)
新株予約権の数(個)(注)1	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,326,250
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	377
新株予約権の行使期間(注)5	自平成25年1月15日 至平成28年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 377 資本組入額 189
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成25年3月31日現在、20個が行使されており、残高は30個であります。

- 2.本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、26,525株(以下、「割当株式数」という。)とする。なお、平成25年3月31日現在の新株予約権残高30個の目的となる株式の数は795,750株であります。

3. 募集新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金102,000円とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使にかかる本新株予約権の割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、377円（発行決議日の直前日の終値に1.25を乗じた金額）とする。但し、行使価額は下記（a）行使価額の調整の定めるところに従い調整されるものとする。

（a）行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記（b）に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

（b）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる

i 下記（d）ii に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を移転する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降またはかかる発行もしくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ii 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
 調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

iii （d）ii に定める時価を払込金額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、または、無償割当てのための基準日がある場合は、その日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv 上記 i 乃至 iii の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (d) i 行使価額調整式の計算については、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。
 ii 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。
 iii 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。）と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 i 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ii その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整をするとき。
 iii 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 iv 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (f) 上記(a)乃至(e)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年1月15日から平成28年1月14日

但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、2ヶ月前の通知または公告をしたうえで、かかる通知または公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。

当社は、当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項の規定に従って通知または公告をしたうえで、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。

8. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月27日 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
新株予約権の数(個)(注)1	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類(注)2	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	3,311,258
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)4
新株予約権の行使期間(注)6	自平成25年1月15日 至平成28年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 302 資本組入額 151
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
代用払込みに関する事項	(注)9
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(注)1	-

(注)1. 平成25年3月31日現在、全ての新株予約権が行使されており、残高はありません。

- 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
- 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額10億円を転換価額で除して得られた最大整数とする。
但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果、単元未満株式が発生する場合、本転換社債型新株予約権付社債の新株予約権者は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権を行使したもとして現金により精算する。

- 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

転換価額は、1株につき302円(発行決議日の直前日の終値)とする。

転換価額の調整

- 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合
 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力
 発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株
 主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 本欄(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得さ
 れ、若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株
 予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付された
 のを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取
 得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして
 転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付さ
 れたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は、無償
 割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降
 これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株
 式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行
 されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社
 普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確
 定した日の翌日以降、これを適用する。

本欄(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準
 日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の
 機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これ
 を適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使
 した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満
 の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）4の規定を
 準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 転換価額} - \text{調整後 転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に 交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどま
 る限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、
 転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差
 額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に
 始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均
 値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小
 数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があ
 る場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ
 月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控
 除した数とする。

(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議
 のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定めら
 れた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整
 を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする
 とき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

- (6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
- . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
6. 平成25年1月15日から平成28年1月14日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成28年1月15日以降に本新株予約権を行使することはできない。
7. 各本新株予約権の一部行使はできない。
8. 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日 (注)1	3,846,257	22,977,157	602,144	6,626,754	602,144	6,596,754

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が20,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,125千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,975,900	229,759	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,257	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,977,157	-	-
総株主の議決権	-	229,759	-

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,540,022	4,947,173
売掛金	148,081	125,498
有価証券	300,000	801,937
商品及び製品	164,571	243,447
前払費用	98,192	73,786
立替金	99,036	90,236
その他	70,718	17,865
流動資産合計	5,420,623	6,299,944
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,637	2,589
工具、器具及び備品(純額)	11,084	9,859
有形固定資産合計	13,721	12,449
無形固定資産		
ソフトウェア	8,324	7,717
リース資産	2,540	2,378
無形固定資産合計	10,864	10,095
投資その他の資産		
長期前払費用	27,646	25,352
敷金及び保証金	29,334	28,968
投資その他の資産合計	56,980	54,321
固定資産合計	81,567	76,866
資産合計	5,502,190	6,376,811
負債の部		
流動負債		
買掛金	329,768	351,894
未払金	195,833	188,836
未払法人税等	15,588	7,994
その他	57,336	58,710
流動負債合計	598,527	607,435
固定負債		
退職給付引当金	1,688	1,505
その他	2,017	1,847
固定負債合計	3,705	3,352
負債合計	602,232	610,788

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,024,610	6,626,754
資本剰余金	5,994,610	6,596,754
利益剰余金	7,146,411	7,499,787
自己株式	17	17
株主資本合計	4,872,790	5,723,703
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	1,653
評価・換算差額等合計	-	1,653
新株予約権	27,167	40,667
純資産合計	4,899,957	5,766,023
負債純資産合計	5,502,190	6,376,811

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	580,816	489,016
売上原価	452,405	338,032
売上総利益	128,410	150,984
販売費及び一般管理費	609,058	492,009
営業損失()	480,647	341,025
営業外収益		
受取利息	459	1,421
有価証券利息	533	359
その他	-	102
営業外収益合計	993	1,883
営業外費用		
支払利息	75	8
支払手数料	2,692	2,663
株式交付費	-	4,484
為替差損	33,066	6,028
その他	18	100
営業外費用合計	35,853	13,284
経常損失()	515,508	352,425
税引前四半期純損失()	515,508	352,425
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純損失()	516,458	353,375

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	2,077千円	2,040千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
平成24年12月27日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年1月15日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権を発行し、同日1,005,100千円の払い込みが完了いたしました。
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、平成25年2月27日までに額面1,000,000千円全てが行使され、また、第29回新株予約権についても、平成25年1月25日に20個(1個当たりの発行株式数26,525株)が行使され、199,998千円の払い込みが完了しました。
これらを主な要因として、当第1四半期会計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ602,144千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が6,626,754千円、資本準備金が6,596,754千円となりました。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	27円00銭	16円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	516,458	353,375
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	516,458	353,375
普通株式の期中平均株式数(株)	19,130,825	21,392,852
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社の取締役及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行取り止めについて

平成25年4月12日開催の取締役会において、平成25年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役5名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,570個を発行すること、及び当社の従業員71名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,670個を発行することについて決議いたしました。その後、急激な当社株式の株価変動が生じたこと等の事情を勘案し、平成25年4月26日開催の取締役会において、当該新株予約権の割当日（平成25年4月30日）における大阪証券取引所（JASDAQ）の当社普通株式の普通取引の終値等の諸条件をもとに第三者評価機関が算定した当該新株予約権1個当たりの公正価額に基づき、当社が決定したその公正価額が50,955円を超えることを条件として、当社取締役及び当社従業員に対する当該新株予約権の発行を取り止める旨の決議をいたしました。

平成25年4月30日に、当社が決定した上記公正価額が50,955円を超えたことから、上記取締役会決議に基づき、当該新株予約権の発行を取り止めました。

当社の取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役5名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,170個の発行（割当日：平成25年5月29日）を下記のとおり決議いたしました。

新株予約権の数	1,170個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 117,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの行使時の払込金額は、割当日の属する月の前月各日における金融商品取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満切り上げ）と割当日における終値（当該割当日において取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）のどちらか高い金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年5月15日から 平成35年5月14日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。</p> <p>(a) 平成27年5月15日から平成28年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(b) 平成28年5月15日から平成29年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(c) 平成29年5月15日から平成30年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(d) 平成30年5月15日から平成35年5月14日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(3) その他の条件については、当社と取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する

当社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

平成25年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員69名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,245個の発行（割当日：平成25年5月29日）を下記のとおり決議いたしました。

新株予約権の数	1,245個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 124,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの行使時の払込金額は、割当日の属する月の前月各日における金融商品取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満切り上げ）と割当日における終値（当該割当日において取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）のどちらか高い金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年5月15日から 平成35年5月14日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。</p> <p>(a) 平成27年5月15日から平成28年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(b) 平成28年5月15日から平成29年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(c) 平成29年5月15日から平成30年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(d) 平成30年5月15日から平成35年5月14日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(3) その他の条件については、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 5月15日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役5名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,170個の発行を決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の従業員69名に対するストック・オプション目的の新株予約権1,245個の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。